

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 4 月 21 日

申請者 氏名又は名称
 住所 かえがえ
 株式会社 ケンズ
 代表者氏名 〒559-0025 大阪市住之江区平林南1丁目5番12号
 電話番号 代表取締役 西村 賢次
 FAX番号 TEL 06-6681-3810 FAX 050-1404-7164
 メールアドレス kens09066084592@ybb.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和3年4月21日

申請者 氏名又は名称

株式会社 ケンズ

住 所

〒659-0025 大阪市住之江区平林南1丁目5番12号

代表者氏名

代表取締役 西村賢次



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フ リ ガ ナ 氏 名	フ リ ガ ナ 氏 名
ニシムラ ケンジ 代表取締役 西村 賢次	
事 業 の 範 囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 ケンズ
上記事業所の所在地	郵便番号 住所 〒559-0025 大阪市住之江区平林南1丁目5番12号 電話番号 FAX番号 TEL06-6681-3810 FAX050-1404-7164 メールアドレス kens09066084592@ybb.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
西 村 賢 次	第266331

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表

機 械 器 具 調 書

令和 3 年 4 月 21 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用	金切りノコ		5	
	バンドソー	100V	1	
	サンダー	100V	5	
	エンジンカッター		1	
管の加工用	パイプネジ切り機	100V	1	
	やすり		5	
	面取り		2	
管の接合用	トーチランプ		3	
	パイプレンチ		5	
	挿入機		7	
	バール		10	
水圧テスト	テストポンプ		3	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和3年4月21日

申請者

氏名又は名称

株式会社 ケンズ

住 所

〒559-0025 大阪市住之江区平林南1丁目5番12号

代表者 氏名

代表取締役 西村賢次



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪市住之江区平林南一丁目5番12号
株式会社ケンズ

会社法人等番号	1200-01-134180	
商 号	株式会社ケンズ	
本 店	<u>大阪市住之江区新北島七丁目1番73号</u>	
	大阪市住之江区平林南一丁目5番12号	平成24年 8月28日移転
		----- 平成24年 9月 3日登記
公告をする方法	官報に掲載する。	
会社成立の年月日	平成20年10月16日	
目的	1. 土木工事業 2. 管工事業 3. 補装工事業 4. とび・土工工事業 5. 水道施設工事業 6. 測量業 7. ネールサロンの経営 8. ファッション雑貨の販売 9. 前各号に付帯関連する一切の事業 平成26年 6月 1日変更 平成26年 6月 5日登記	
発行可能株式総数	1000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株	
資本金の額	金500万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 <u>西 村 賢 次</u> 取締役 <u>西 村 賢 次</u> 平成30年12月31日重任 ----- 平成31年 3月15日登記	

大阪市住之江区平林南一丁目5番12号
株式会社ケンズ

	<p>大阪市住之江区新北島七丁目1番73号 <u>代表取締役</u> 西村 賢次</p> <p>大阪市住吉区長居西二丁目13番15号 <u>代表取締役</u> 西村 賢次</p> <p>大阪市住吉区長居西二丁目13番15号 <u>代表取締役</u> 西村 賢次</p>	<p>平成30年 7月 1日住所 移転</p> <p>-----</p> <p>平成30年 8月 21日登記</p> <p>-----</p> <p>平成30年 12月 31日重任</p> <p>-----</p> <p>平成31年 3月 15日登記</p>
登記記録に関する 事項	設立	平成20年10月16日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和 3年 3月 1日

大阪法務局天王寺出張所

登記官

池 上 秀 樹



定 款

株式会社 ケンズ

株式会社ケンズ 定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、株式会社 ケンズ と称する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事業
2. 管工事業
3. 舗装工事業
4. とび・土工工事業
5. 水道施設工事業
6. 測量業
7. ネールサロンの経営
8. ファッション雑貨の販売
9. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を 大阪市 に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、官報に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、1000株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株券の不発行)

第 7 条 当会社は、株式に係る株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 8 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者

又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 10 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 11 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 13 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

(招集)

第 14 条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 15 条 株主総会を招集するには、株主総会の日の 3 日前までに、議決権行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

- 2 前項の招集通知は、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、

書面ですることを要しない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数をもって決定し、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第18条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役

(員数)

第21条 当会社の取締役は、5名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第22条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(補欠取締役)

第24条 補欠の取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後10回目に開催する定期株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

(社長及び代表取締役)

第25条 取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

2 代表取締役を社長とし、会社の業務を執行する。

第5章 計 算

(事業年度)

第26条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当等)

第27条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 28 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上は当会社の現行定款に相違ありません。 2021 年 4 月 21 日

大阪市住之江区平林南1丁目5番12号

株式会社 ケンズ

代表取締役 西村 賢次



第一六六三三一號

給水装置工事主任技術者免状

本籍 神奈川県

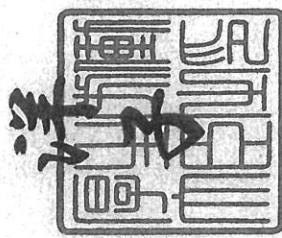
氏名 西 村 賢 次

昭和三十九年五月二十八日生

水道法(昭和三一年法律第七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成二十四年二月二十九日

厚生労働大臣 小宮山



営業所の付近見取り図

営業所の所在地 大阪市住之江区平林南1丁目5番12号

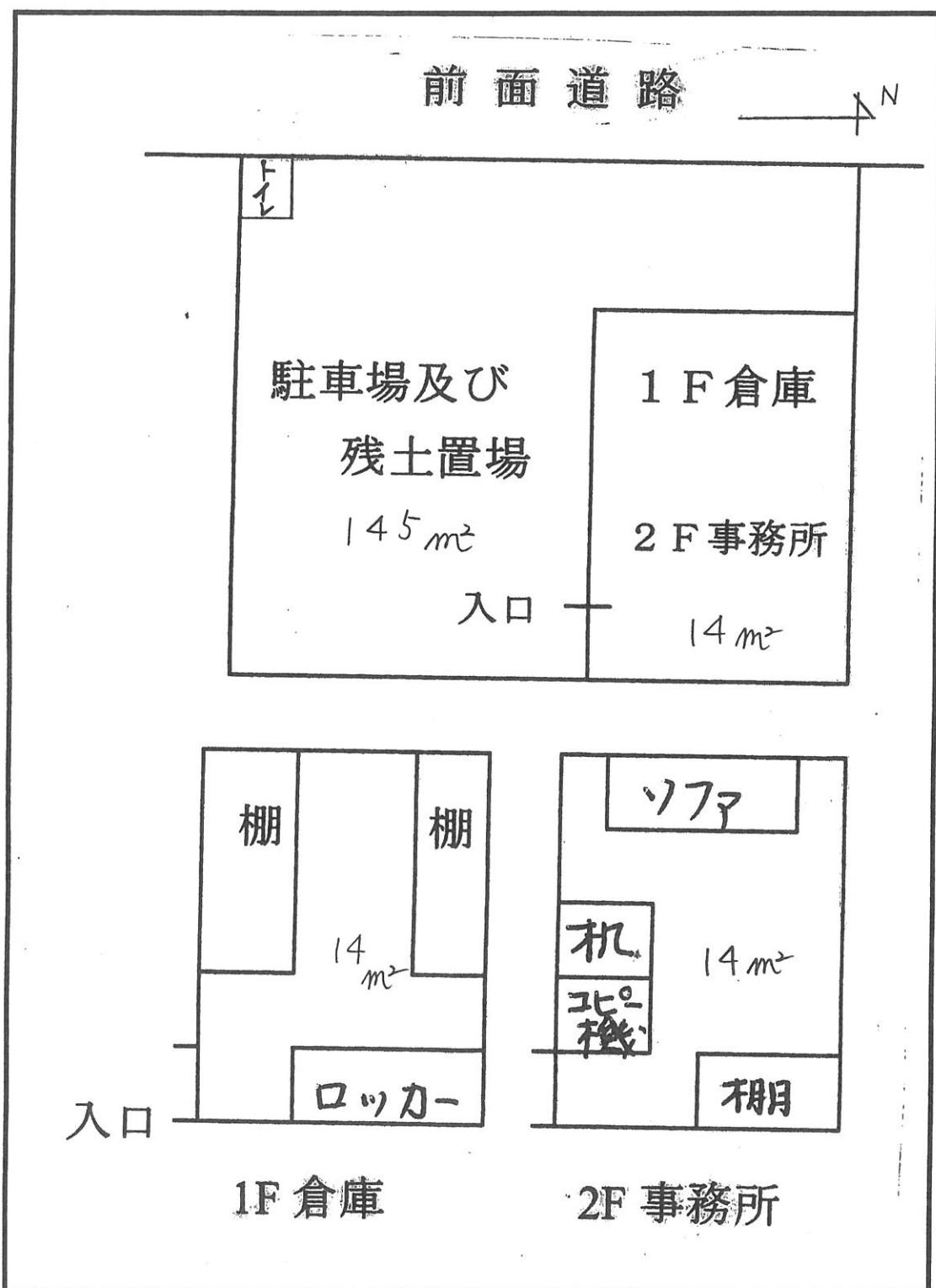
倉庫の所在地 大阪市住之江区平林南1丁目5番12号

(付近見取図)



※ 倉庫の位置が営業所と離れている場合は、倉庫の位置図を添付すること。

営業所の平面図



- ※ 1. 他に適当な図面がある場合は、その図面を添付することができる。
- 2. 平面図には、方位、階の表示、出入口の位置、部屋の用途及び面積を必ず記入すること。



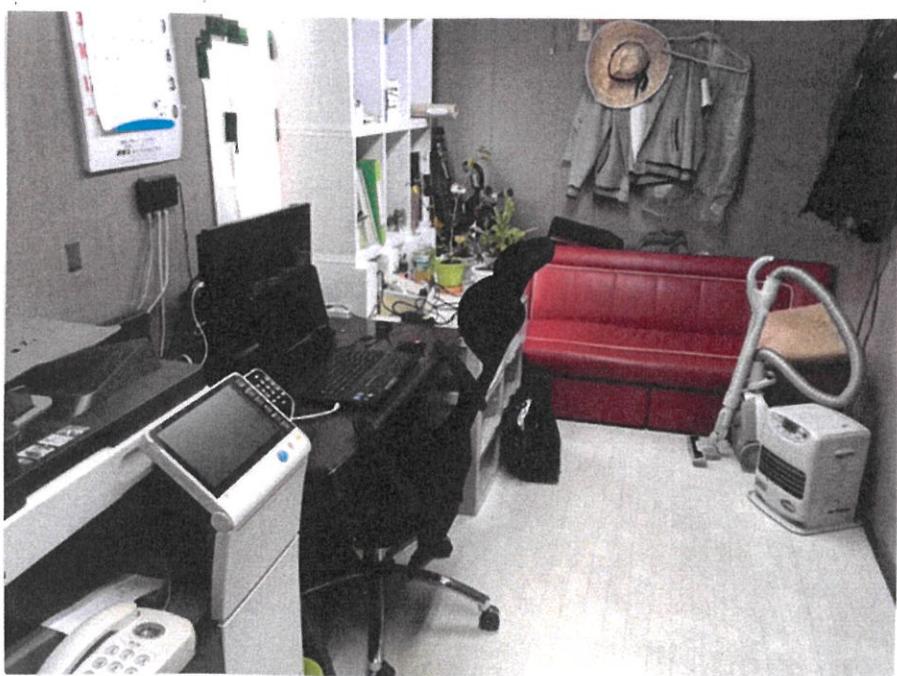
事務所

倉庫

外観



倉庫内部



事務所内部

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 4 月 21 日

申請者 氏名又は名称

住所

ケンズ
株式会社

代表者氏名

〒559-0025 大阪市住之江区平林南1丁目5番12号

電話番号

西村 賢次

FAX番号

TEL 06-6681-3810 FAX 050-1404-7164

メールアドレス

kens_09066084592@yb6.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 / 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 上下水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	川西町 水道事業管理者	
18	三宅町 水道事業管理者	
19	田原本町 水道事業管理者	✓
20	高取町 水道事業管理者	
21	明日香村 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	上牧町 水道事業管理者	
23	王寺町 水道事業管理者	
24	広陵町 上下水道事業管理者	
25	河合町 水道事業管理者	
26	吉野町 水道事業管理者	
27	大淀町 上下水道事業管理者	
28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和3年4月21日

届出者

氏名又は名称
住 所
代表者 氏名

株式会社 ケンズ
〒559-0025 大阪市住之江区平林南1丁目5番12号
代表取締役 西村賢次

選 任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
解 任 の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 ケンズ	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	(選任・解任の年月日)
西 村 賢 次	第266331	

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

第二六六三三一號

給水装置工事主任技術者免状

本籍 神奈川県

氏名 西村賢次

昭和三十九年五月二十八日生

水道法(昭和三九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成二十四年一月二十九日

厚生労働大臣 小宮山

